

## 「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」について

### 1 条例の制定・施行

- 平成16年第四回区議会定例会に、商店街における商業等の活性化に関する基本的事項を定める必要があるとして、杉並自民議員連盟(当時)13名の議員と1名の賛成者により、議員提案として議案を提出。杉並区議会史上初めての政策的な議員提案条例として可決。
- 平成17年4月1日施行。

### 2 条例制定時の背景

- 都内の商店街において、未加入店の増加により、商店街事業の負担が地元商店に集中するなど、組織が弱体化する一因となっていた。
- 杉並区においても、商店街は区民生活の利便性の確保やまちの活力という面から、地域社会を構成する重要な核であり、その活性化は重要な課題として捉えていた。

#### ◆商店会における未加入の率

	未加入率	
杉並区	10.2%	※平成13年度杉並区商業・工業・農業等実態調査報告書
東京都	13.5%	※平成13年度東京都商店街実態調査報告書

- 平成16年4月の「世田谷区産業振興基本条例」の改正条例の施行がきっかけとなり、杉並区を含め、平成17年度までに、10区が同趣旨の条例を施行するか条例に代わる制度を導入した。

### 3 条例施行後の主な取組

#### (1) 商店会の取組み(条例第4条関係)

にぎわいと交流の場の創出	イベント事業(年間約100件)、街の駅設置(井荻・高円寺)、経済交流事業(年間5~7件)、その他(阿佐谷ふるさと館建設、与謝野晶子サロン、等)
地域との連携	花と緑の井草まつり
快適な買い物環境の整備	商店街装飾灯の整備、防犯カメラの設置、カラー舗装
組織基盤の強化	商店会加入マニュアルの作成・配布、共通商品券事業による加入促進

#### (2) 事業者の取組み(条例第5条関係)

経営基盤の強化	産業融資資金の活用
人材の育成・従業員の福利厚生 の向上	—
商店会への加入・応分の負担	*現状の加入率は低下

### ※【参考】平成24年3月 杉並区産業実態調査

\* 杉並区商店実態調査(アンケート発送 1,050 件、回収 271 件、回収率 25.8%)

#### <商店街組織の状況>

##### ・商店街組織への加入状況

「加入している」67.5%、「加入していない」27.7%、「無回答」4.8%

##### ・商店街組織に加入していない理由

「効果が少ない」28.0%、「勧誘されていない」28.0%、「会費が高い」9.3%、  
「仕事を増やしたくない」9.3%、「チェーン店(本部の方針)」2.7% など

### ※【参考】商連加盟商店会数・商連加盟商店数の推移

商店会名	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
商連加盟商店会数	92	91	90	89	87	91	91	91
商連加盟商店数	5,134	5,049	4,968	4,871	4,766	4,796	4,945	4,895

### (3) 区の実施(条例第6条関係)

情報収集及び提供	商工だよりの発行、区広報紙・HPへの情報掲載
融資のあっせん・助成金の交付	各種融資あっせん制度、商店街助成金制度
経営相談及び指導	区窓口での専門家による経営相談、アドバイザー派遣
商店会組織基盤の強化に対する支援	商店会加入マニュアルの作成・配布に係る協力、なみすけ商品券発行事業に対する助成

## 5 現状と課題

条例上、事業者の商店会への加入等は努力義務であることもあり、未加入店の加入促進には必ずしもつながっていない。

## 杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例

平成16年12月 7 日  
条例第41号

### (目的)

第1条 この条例は、商店街が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、商店街における商業等の活性化（以下「商店街の活性化」という。）を図り、もって区民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売商業等が集積している地域をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は任意の商店会をいう。
- (3) 事業者 商店街において事業を営む者をいう。

### (基本理念)

第3条 商店街の活性化は、商店会及び事業者が主導的役割を担い、杉並区（以下「区」という。）と協働して、区民の理解と協力を得て推進されなければならない。

### (商店会の責務)

第4条 商店会は、にぎわいと交流のある場をつくるために、地域と連携して、商店街の活性化に努めなければならない。

- 2 商店会は、消費者の利便向上のために、快適な環境整備を図るよう努めなければならない。
- 3 商店会は、その組織の基盤を強化するため、会員数の増員等に努めなければならない。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの創意工夫により経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の上昇等に努めなければならない。

- 2 事業者は、商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、商店会が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより当該事業に協力するよう努めなければならない。

(区の責務)

第6条 区は、国、東京都、商店会及び事業者と相互に連携を図りつつ、次に掲げる商店街の活性化の施策の推進に努めるものとする。

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 融資のあっせん及び助成金の交付
- (3) 経営の相談及び指導
- (4) 第4条第3項に基づく活動への支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、商店街の活性化を図るため区長が必要と認める事項

(区民の協力)

第7条 区民は、商店会及び事業者が行う商店街の活性化のための取組が区民生活の向上及び地域経済の発展に寄与することを認識し、この取組に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。